

# アユ不漁特別対策資金取扱要領

令和6年10月21日制定

## 第1 目的

この要領は、滋賀県水産振興資金貸付要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、要綱および滋賀県水産振興資金貸付要綱取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づくアユ不漁特別対策資金の円滑な運用を図るため、事務処理について必要な事項（要綱、取扱要領に規定するものの再掲も含む。）を定めるものとする。

## 第2 借受資格者

借受資格者は、滋賀県に住所を有し、令和3年12月から現在まで琵琶湖のアユにかかる漁業または水産加工業を営む者のうち、令和5年12月以降にアユの不漁による影響を受けた者であって、下記のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 令和5年12月から令和6年7月までの販売額（漁獲高）が前年同期と比較して20%以上減少した者
- (2) 水産加工業を営む者であって、令和6年1月から8月までの粗利益が前年同期に比較して概ね5%以上減少した者もしくは令和6年1月から8月までの原価率が前年同期に比較して概ね2%以上増加した者
- (3) 滋賀県漁業協同組合連合会、漁業協同組合および水産加工業協同組合であって、アユ不漁の影響により今後の組合運営に著しい影響があると県が認める者

## 第3 実施期間および申込期間

令和6年10月21日から令和7年2月28日までの貸付実行とし、申込期間を令和6年10月21日から同年12月20日までとする。

## 第4 貸付対象および貸付回数

貸付対象は、運転資金（以下の経費に限る。）とし、貸付回数は1者につき1回限りとする。

- (1) 労務費（賃金、福利厚生費、保険料等）
- (2) 原材料費（魚介類養殖用種苗、水産物加工用原材料等）
- (3) 材料費（燃料費、えさ代、氷代等）
- (4) 諸材料費（光熱水費等）
- (5) 市場開拓費
- (6) 販売促進費
- (7) その他漁業経営に必要な経費（水産業協同組合の機能維持に係る経費を含む。）

## 第5 借入手続きに係る必要書類

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| (1) 滋賀県水産振興資金借入申込書（要綱様式第1号） | 1通 |
| (2) 販売額減少申告書（要領様式第1号）       | 1通 |
| (3) 申請者の印鑑登録証明書             | 1通 |
| (4) 過去3カ年の収支がわかる書類（決算書等）    | 1通 |
| (5) 借受資格を満たすことを証する資料        | 1式 |
| (6) 上記のほか、県が特に必要と認めた資料      |    |

## 第6 期限前償還

知事は、貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支払期日前に、当該貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金の全部または一部の償還を請求することができる。

- (1) 貸付決定前に事前着工した場合
- (2) 貸付対象以外の目的に資金を使用した場合
- (3) 事業変更により事業費が減額し、その事業費の80%が借受額以下になった場合

## 付 則

この要領は、令和6年10月21日から施行する。

# 販売額（漁獲高）減少申告書

令和 年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

(申請者)

住所

氏名または名称

および代表者名

印

私は、この度のアユの不漁により、アユ不漁特別対策資金取扱要領第2の\_\_\_\_\_に該当する影響を受けた事を申告します。

## 記

	令和3年	令和4年	令和5年
販売額（漁獲高）			
うちアユにかかる販売額（漁獲高）			
アユに関する業務の内容			
アユ不漁による被害の状況	令和5年12月から令和6年7月のアユ販売額（A） <input type="text"/> 万円  令和4年12月から令和5年7月のアユ販売額（B） <input type="text"/> 万円  減少率： $(B - A) / B \times 100$ <input type="text"/> %		
その他不漁の影響にかかる特記事項 (内容が確認できる資料を添付)			
上記のことについて、相違ないことを確認します。  令和 年 月 日 確認  組合名および 組合長名 <span style="float: right;">印</span>			